

**令和 7 年度
いわて農林漁業者デジタル人材育成業務**

業務仕様書

**令和 7 年 7 月
岩 手 県**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度いわて農林漁業者デジタル人材育成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、消費者の購買行動が変化し、ネット通販市場が拡大していることから、岩手県の生産者と全国の消費者の繋がりを深め、農林水産物の効果的な情報発信や、継続的な販路の創出を促進するため、産直ECサイト（以下「ECサイト」という。）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を積極的に活用できるデジタル人材を育成すること。

(2) 業務概要

ア 業務名 令和7年度いわて農林漁業者デジタル人材育成業務

イ 委託期間 委託契約締結日から令和8年3月13日（金）

(3) 業務内容

県と協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

ア 研修会の開催

(ア) 研修会の内容

生産者のデジタル販路拡大及びブランディング力向上を図ることができる知識（産直ECサイト及びXやInstagram等のSNSの効果的な活用方法等）について習得できる研修会。

(イ) 方法

WEB会議システム（ZOOM等）を用いたオンライン開催とすること。

なお、実施回数は2回とすること。

(ウ) 開催時期

令和7年12月～令和8年2月のうち、県と協議の上、決定する日

イ 業務内容

(ア) 企画及び取りまとめ

研修会開催に係る調整、募集、参加者の取りまとめ、連絡調整等を行い、実施に必要な物品等は購入し、準備すること。なお、各回15名以上の受講者を目標とし、県内農林漁業者の効果的な募集に努めること。

(イ) 研修会の運営

講師の手配、開催に必要な資料作成・提供事務等、一切の調整等を行うこと。

(ウ) アーカイブ配信の実施

研修をアーカイブ化し、希望する参加者が視聴できるようにすること。なお、期間は公開開始から1か月とすること。

(エ) その他

提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案すること。

(4) 事業実績報告

① 報告書作成

上記(3)の内容に係る実施経緯及び結果をまとめた報告書を作成すること。

② 報告書の納品

上記(4)①の報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第

三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

3 その他留意事項

- (1) 契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。
- (2) 本事業の執行に当たっては、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。